

令和元年 10 月 21 日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会  
会 員 業 務 部

## 令和元年台風第 19 号による被害を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について

この度の令和元年台風第 19 号による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等の特例措置が定められました（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）。

つきましては、当該特例措置をご確認のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 命令の公布日ならびに施行日

令和元年 10 月 18 日

#### 2 本人確認方法に係る特例措置の概要

##### (1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例

令和元年台風第 19 号に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が 200 万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

##### (2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例

令和元年台風第 19 号で被災した顧客（※）であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

（※）災害救助法が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等をいいます。

#### 3 その他

本特例措置についての詳細は、下記ホームページ等でご確認ください。

##### ■金融庁ウェブサイト

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について

<https://www.fsa.go.jp/news/rl/sonota/20191018-2.html>

##### ■ J A F I C（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室）トップページ 新着情報 > 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/hansyu/taiful9gou.html>

##### ■電子政府の総合窓口 e-Gov > パブリックコメント（結果公示案件詳細）

【案件番号 120190017】犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120190017&Mode=2>

以上

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 本件に関する照会先<br>日本貸金業協会 会員業務部<br>TEL 03-5739-3014 |
|------------------------------------------------|

令和元年台風第19号を受けての犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則  
の一部を改正する命令について

1 趣旨

令和元年台風第19号による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成23年3月25日公布・施行。平成24年4月1日削除)

※ 平成28年4月14日及び16日の熊本地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成28年4月22日公布・施行。平成29年4月1日削除)

※ 平成30年7月豪雨の際にも、同様の特例措置を設けている。(平成30年7月13日公布・施行)

※ 平成30年北海道胆振東部地震の際にも、同様の特例措置を設けている。(平成30年9月14日公布・施行)

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第4条関係）

令和元年台風第19号に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第6条関係）

令和元年台風第19号で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができるとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

内閣府、総務省、法務省、

○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二号  
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

財務大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 菅原 一秀

国土交通大臣 赤羽 一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和元年台風第十九号に起因して生じた事態に対応するための特例）

第八条 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、令和元年台風第十九号に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本

店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

#### 附 則

この命令は、公布の日から施行する。